

地域づくり協議会の組織改変について

～地協のビフォー・アフター～

	これまでの地協	これからの地協																				
I 地協の会員	21自治会・16地域団体等	不特定の住民、不特定の団体(南郷里地域の住民および南郷里地域内を主たる活動の範囲とする諸団体・個人)																				
II 地協の役割	企画・調整機能の団体(直接的に事業をしない。)	事業実施の団体																				
III 地協の組織 1. 活動(企画・運営)組織 組織の構成	代表者会議 連合自治会長と16地域団体の長で組織 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・地域づくりに関心、意欲のある地域住民の中から選任する ・部会で審議する事項等について企画運営し、事務局を兼ねる </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・次の方も評議員です。よろしく。 ＊各町体育委員(文化・スポーツ部会) ＊各町福祉員(社会福祉部会) ＊各町子ども会代表者(子ども育成部会) ・関係機関代表は評議員から外した </div>	三部会(文化・スポーツ部会、社会福祉部会、子ども育成部会) 部会ごとに運営委員と評議員で組織 ・運営委員: 部会長・副本会長・企画運営員・評議員の代表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(参考)</th> <th>文化・スポーツ部会</th> <th>社会福祉部会</th> <th>子ども育成部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部会長</td> <td>連合自治会長</td> <td>連合自治会副本会長(社会福祉協議会会長)</td> <td>連合自治会副本会長(青少年健全育成会会長)</td> </tr> <tr> <td>副本会長</td> <td>部会員の互選(2人)</td> <td>部会員の互選(2人)</td> <td>部会員の互選(2人)</td> </tr> <tr> <td>企画運営員</td> <td>会員から選出(3人)</td> <td>会員から選出(3人)</td> <td>会員から選出(3人)</td> </tr> <tr> <td>評議員の代表</td> <td>評議員から選出(1～2人)</td> <td>評議員から選出(1～2人)</td> <td>評議員から選出(1～2人)</td> </tr> </tbody> </table> 運営委員で運営委員会を構成し、事業の計画、執行等を審議 ・評議員: 部会ごとに自治会長、諸団体の代表者など40人前後で構成 評議員の任務 ＊総会、部会に出席し、議事の審議、決定に加わる ＊総会、地協の運営、活動に参画し、地域づくりに寄与する	(参考)	文化・スポーツ部会	社会福祉部会	子ども育成部会	部会長	連合自治会長	連合自治会副本会長(社会福祉協議会会長)	連合自治会副本会長(青少年健全育成会会長)	副本会長	部会員の互選(2人)	部会員の互選(2人)	部会員の互選(2人)	企画運営員	会員から選出(3人)	会員から選出(3人)	会員から選出(3人)	評議員の代表	評議員から選出(1～2人)	評議員から選出(1～2人)	評議員から選出(1～2人)
	(参考)	文化・スポーツ部会	社会福祉部会	子ども育成部会																		
部会長	連合自治会長	連合自治会副本会長(社会福祉協議会会長)	連合自治会副本会長(青少年健全育成会会長)																			
副本会長	部会員の互選(2人)	部会員の互選(2人)	部会員の互選(2人)																			
企画運営員	会員から選出(3人)	会員から選出(3人)	会員から選出(3人)																			
評議員の代表	評議員から選出(1～2人)	評議員から選出(1～2人)	評議員から選出(1～2人)																			
2. 役員会 組織の構成	会長、副本会長、理事(13人以内)、代表者会議代表	会長、副本会長、理事(15人以内)																				
3. 総会 組織の構成	自治会長、地域団体の長、前年度連合自治会正副本会長	役員、運営委員、評議員																				
IV 事務の流れ	地協として直接事業を行わないため、連合自治会、社協等の事業に共催の形で実施	各部会運営委員会⇒各部会⇒役員会⇒総会⇒各部会運営委員会(事業実施協議)⇒事業実施団体・協力団体会議⇒事業実施																				
V その他	相談役: 前々年度連合自治会長	顧問の新設: 前々年度連合自治会長、地域内選出市会議員 会議に出席して意見を述べるができる																				

これからの地協

特定(限られた人・団体)⇒不特定(地域のみinnで)
 静(直接事業行わず、企画調整機能)⇒動(事業の実施)
 公民館市直営⇒指定管理(地協)による管理運営(地域の真価が問われる)